

和元年 9月 1日

会 員 各位

(一社) 滋賀県トラック協会
会 長 田 中 亨

2019年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会事業運営につきましてご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記運動の実施について、平成31年3月28日付け国土交通省自動車局長通達を受け、下記のとおり全日本トラック協会会長から都道府県トラック協会会長に対し、本運動の周知と推進方の通知がありましたのでご案内申し上げます。

つきましては、ご多忙の中、誠に恐縮ですが本運動の趣旨をご理解いいただきますとともに、運動の推進にご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

全ト協発第 41号(環)
平成31年 4月18日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己

2019年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局長より、別添1（省略）のとおり「自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）」の通達がありました。

これを受け、全ト協は、別添3のとおり「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領を定め、独自の取り組みを推進いたします。

また、昨年度より本運動の実施期間は、全国統一の強化月間（9月）に加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自に設定する1ヶ月間となりました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、下記により傘下会員事業者に周知徹底をお願いするとともに、本運動の推進にご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

- (1) 別添1及び別添2は、国土交通省から全ト協宛の協力要請通知及び実施細目です。
- (2) 別添3は、国土交通省からの要請を受けて、トラック運送業界独自の取り組みをまとめた「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領です。各協会にお

かれましては、別添3の実施要領に基づき、積極的な運動を実施するようお願い致します。

2. 実施結果の報告

各協会の実施結果及び会員事業者における自主点検・整備の実施状況については以下のとおりとします。

- ① 全国統一強化月間（9月）における各協会の実施結果及び自主点検・整備の実施状況別添4—1、別添5—1・・・10月11日（金2）まで
- ② 地方独自強化月間における各協会の実施結果及び自主点検・整備の実施状況別添4—2、別添5—2・・・終了後速やかに

3.「2019年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施について」の協力要請について（別添6参照）

本件は、国土交通省自動車局整備課点検整備推進対策官より全ト協交通・環境部長に対し、「2019年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施について」の協力を要請してきたものです。

例年、「自動車点検整備推進運動」の一環として、国土交通省自動車局整備課において大型自動車の重点点検の実施要領（実施期間は令和元年9月1日から3ヶ月間）を定めているものであり、全ト協（各地方協会を含む）会員であって、事業用自動車を50両以上保有する事業者が重点点検実施の対象になっています。

実施要領に添付の「大型自動車の重点点検の実施要領」に基づいて点検を実施し、「重点点検報告様式」により、管轄運輸局又は運輸支局に報告するようお願いいたします。

（※追って、対象事業者様に依頼）

4. 2019年度自動車点検整備推進運動の取組みに係る事前周知について（別添7参照）

自動車点検整備推進運動の中で、国土交通省の取組みとして、「前検査でユーザー車検を受検する場合には、定期点検記録を持参・提示し、直近の3ヶ月点検の実施状況について確認を受けることが必要になる」ことから、前項とあわせて、傘下会員事業者に周知をお願いいたします。

※ 上記「2. 実施結果の報告」については、別添5の様式（10月及び11月分）により、11月5日（火）までにFAX（077-585-8015）でご報告願います。

(一社)滋賀県トラック協会 行き
FAX : 077-585-8015

2019年度「自動車点検整備推進運動」

事業者名	
------	--

○運送事業者による自主点検結果(9月、10月実施分)

	9月	10月
エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台	台

※ 9月及び10月分をまとめて、11月5日(月)までにご報告願います。

2019年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実施要領

平成31年 4月18日
(公社) 全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、平成29年10月には脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故も発生しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、昨年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を開催する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、2019年9月1日（日）から9月30日（月）までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域の実情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 重点実施項目

(1) 「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

（重点点検項目）

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置		燃料もれ	同左
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	同左
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左	
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷	
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付装置	同左	

- (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」
黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。
- (3) 「D P F (黒煙除去フィルタ) 等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」
確実な定期点検の実施、D P F に堆積したアッシュ（灰分）の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油（S 10）の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、D P F 装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらっく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌（紙）等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。
- (5) TBSラジオ系列「ドライバーズ・リクエスト」のCMを活用し、PRを行う。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間（2019年9月1日（日）～9月30日（月）における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域実情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別添4-1及び4-2の様式（省略）により全ト協交通・環境部あて提出するようお願いします。
- (3) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」については、会員事業者における全国統一の強化月間（9月）及び「地方独自強化月間」の実施状況をとりまとめ、別添5-1及び5-2の様式により全ト協交通・環境部までご報告ください。
- (4) 上記(2)(3)の提出期限は、全国統一の強化月間（9月）分は10月11日（金）までとし、「地方独自強化月間」分は、終了後速やかに提出願います。

以上